

子ども・子育て支援新制度（平成27年の4月に本格スタートを予定）

平成26年度 第1回保健・医療・福祉審議会

資料4

平成26年6月3日（火）

1 子ども・子育て支援新制度の目的

- すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために新制度がスタート。

2 子ども子育て支援新制度について

- 平成24年8月「子ども・子育て関連3法」が成立
 - ・ 子ども・子育て支援法
 - ・ 認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律）
 - ・ 関係法律の整備法（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

【3法の趣旨】

自公民の3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

【主なポイント】

- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ・ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ・ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実

【幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み】

- ・ 基礎自治体（市町村）が実施主体（市は地域のニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定）
- ・ 社会全体による費用負担（消費税率の引き上げ：H26.4～8%：H27.10～10%）
- ・ 「子ども・子育て会議の設置」（市町村の合議制機関：佐世保市子ども・子育て会議（3頁参照））

3 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付 : 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- 地域型保育給付 : 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

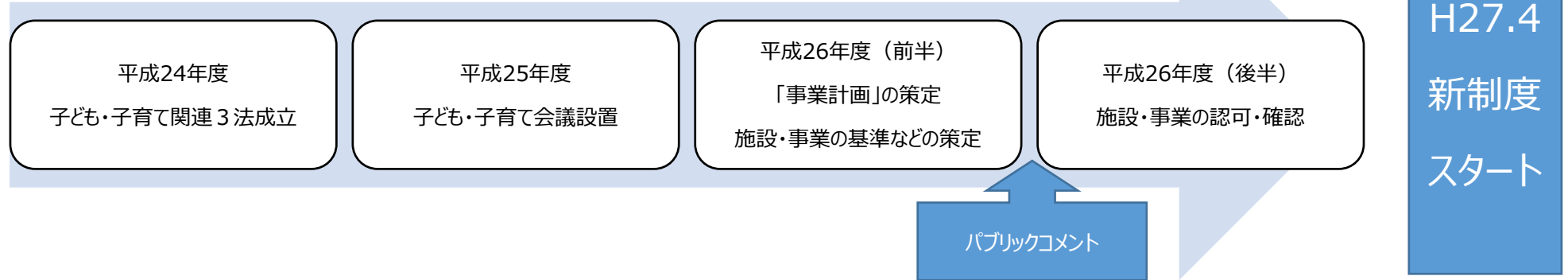
■ 児童手当

- ・ 個々の児童の状況により保育の必要量の認定を行い、その内容に応じて給付を行います。
- ・ 給付については、保護者に代わり、施設が法定代理受領します。(私立保育所については市が委託費を支弁)
- ・ 新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保します。
- ・ 所得に応じた負担(応能負担)が基本となります。
- ・ 「施設型給付」「地域型保育給付」に関する申請手続き(施設への入所手続き)が共通化されます。

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援
 - 地域子育て支援拠点事業
 - 一時預かり
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - ファミリー・サポート・センター事業
 - 子育て短期支援事業
 - 延長保育事業
 - 病児・病後児保育事業
 - 放課後児童クラブ
 - 妊婦健診
 - 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ・ 新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。

4 現在までの大まかな流れと今後のスケジュール



- 「佐世保市子ども・子育て会議条例」 ⇒ 平成 25 年 4 月 1 日施行（平成 25 年 3 月市議会において成立）

（佐世保市子ども子育て会議）

平成 25 年 7 月 4 日 第 1 回 佐世保市子ども・子育て会議 開催

（H25.8.20 第 2 回 : H25.9.25 第 3 回 : H.26.1.24 第 4 回）

- より詳細に専門的な協議を行うために 3 つの分科会を設置。（平成 26 年 4 月 第 1 回 分科会の開催）

1. 施設型給付関係分科会（分科会 A）

現行の「幼稚園」「保育所」の財政措置に関するカテゴリーに代わり、新たに設けられた「子ども・子育て支援給付（児童手当除く）」の運営に必要な基準等について協議・検討します。

2. 児童健全育成関係分科会（分科会 B）

放課後児童クラブ、児童センター等、適切な遊び及び生活の場において、その健全な育成を図る為に必要な基準等について協議・検討します。

3. 地域子ども・子育て支援事業関係分科会（分科会 C）

虐待への対応等を含めた母子の健康管理への支援や療育と子育て支援活動の拠点である「子ども発達センター」における取り組み及びワークライフバランスの実現に向けた取り組みについてなど、地域の子ども・子育て支援の実現に向けた本市独自の取り組みについて協議・検討します。